

東海原発訴訟第一審判決の意味

水戸地裁昭和六〇年六月二五日判決

東京大学教授
原田尚彦
はらだ・なおひこ

一 はじめに——原発訴訟の提起した法律問題

現代科学の粋を集めた原子力発電所の安全性を問う原発訴訟は、いわゆる現代型訴訟の典型である。それは法的紛争の形態をとるものではないが、その実は、現代科学技術の実用可能性を裁く「科学裁判」であり、同時に、一国の文明のあり方を左右する「文明裁判」の様相をも呈している。かかる訴訟が、個別的権利に係わる当事者間の紛争の枠をはるかに越えるものであることは間違いない。そこで、昭和四八年ごろから、原発反対を唱える住民らが原発阻止を法廷闘争に求め、原子炉規制法（以下、規制法と略称する）に基づ

く原子炉設置許可の取消しを求めて全国各地の原発立地地点で行政訴訟を提起するに至ったとき、かかる文明裁判・科学裁判に対し裁判所がいかにかわるべきかに人びとの関心が集められることとなった。

これを具体的に行政訴訟の扱いについてみると、まず原子炉付近の住民らに、はたしてその設置許可を争う原告適格が承認できるかどうか。かりにできるとすれば、立地点からどの範囲の在住者にこれを承認できるのかが問題となった。また、人によっては原子炉の事故は、原子炉の操業によって生じるのであり、その設置許可に起因するのではないから、住民らが原発の危害を防止しようと思えば、原子炉の設置者に対してその設置ないし操業の差止めを求め

る民事訴訟を提起すべきで、原子炉の設置許可を争う行政訴訟を提起するのは、筋違いだと言ずる者もあった。

しかし、原発訴訟での最大の論点は、かかる文明裁判・科学裁判に対し裁判所がどの程度踏み込んだ実体審理を行い司法判断を提示できるのか、また提示すべきなのか、という点であった。そしてこの点につき、原子力を人類生存への絶対的脅威と受け止め原発と人類との共存はそもそも不可能だと考える人びとは、裁判所が原発の安全性の確証を求めて徹底的に審理し、現代最新の科学的知見に照らして安全性の確証が得られないときは、原子炉の設置許可を違法として断固取り消すべきことを期待した。しかし、これに対して

は、かねて科学問題への裁判所の判断能力には限界があることが指摘されていた。また、原発の導入の可否といった未来社会の形成に係わる事項は、法的決着に馴染むものではなく、政策選択の問題に委ねられるべきだとする見解もあった。後者の立場に立つ論者は、原発導入の決定は原則として行政庁ないし立法府の判断に任ざるべきで、裁判所はただ行政庁の判断に不合理な点があるかどうかを限定的に審査するにとどめるべきものとした。裁判所が原発の安全評価につき独自の判断を下し、これをもって行政判断に置き換えることは許されないとしたのである。

このように現代型の行政訴訟である原発訴訟においては、司法関与のあり方、とくに本案審理における審

査密度の問題が提起された。行政訴訟の構造と司法判断の限界が改めて意識されることになったのである。そしてこうした問題状況のなかで、昭和五三年四月二十五日、松山地裁は伊方原発訴訟につき初の判決（判例時報八九一号三八頁）を下した。それによると、まず原子炉付近の住民らの原告適格は肯定された。だが、実体面では、原子炉の設置許可は行政庁の裁量処分であるとして行政判断が尊重され、全面的な実体審査の結果としての安全性に係る裁判所独自の最終判断は、結局明示されることなく、原告らの請求は棄却されたのである（一）。

そこで、この判旨は、当時、多くの議論を呼んだ。が、どちらかといえば、より積極的な司法審理を求める批判的意見が強かったようである（二）。しかし、そうした批判の声にもかかわらず、昭和五九年には福島第二原発訴訟第一審判決（福島地判七月二三日判例時報一一二四号三四頁）、前記伊方原発訴訟の控訴審判決（高松高判二月一四日判例時報一三三六号三頁）があいついで出され、伊方訴訟の第一審判決とはほぼ同旨の

判断が維持された。ここでとりあげられる東海原発訴訟第一審判決（水戸地判昭和六〇年六月二十五日）も基本的には同一の路線を踏襲するものである。ただ、今回の水戸地裁判決は、これまでの判例の蓄積と批判を踏まえるものであるだけに、法的論点を煮詰めたうえで、各論点につき、いさう明快な判旨を展開しているところに特徴がある。判決は大部なもので、事実の判断を除き、理由の部分だけでも四二〇頁に及んでおり、これを正確に要約するのは必ずしも容易ではないが、以下、便宜上、判示を三点に分けて摘記し、若干のコメントを付しておく。

二 判決の論理（一）

—原告適格

判決はまず、行政事件訴訟法九条にいう「法律上の利益」とは「法律で保護された利益」の意であり、「法律上の保護に価する利益」では足りないという。そして、その存否は「行政処分の根拠法規が（原告らの）個人的利益を保護することを目的としているか否かによって定ま

る」としたうえで、「規制法二四条一項四号にいう災害防止は、公共安全とともに、周辺住民個々人の安全を確保する趣旨の文言と理解」されるとし、「本件においては、原子炉施設の基本設計に重大な瑕疵があれば、炉心溶融事故が生じ、大量の放射性物質が環境に放出されて、原子炉施設から半径約二〇キロメートルの範囲にある原告らの生命、身体に重大な損傷を与える危険が予想される」と認定して、本件原告ら（いずれも二〇キロメートル以内に在住すると認定している）には原子炉施設の基本設計が瑕疵なく行われることを求める「法律上の利益」があると認めて、原告適格を肯定した。なお、判決は原子炉施設に危険があれば、原子炉設置許可の取消しを求めらるまでもなく、民事訴訟によりその建設や運転の差止めを求めることができるとしているが、原告らは違法な本件許可の効果を受忍すべき立場にはないから、右のような民事訴訟を提起できても、別途に本件の行政訴訟を提起する妨げとはならないと論じている。

右に述べた判示のような原告適格

論は、これまでの原発訴訟に共通した論理である。その意味では、とくに目新しいものではない。付近住民らの原告適格の承認は判例法上ほぼ定着してきているとみてよいであろう。無論、最近のわが国の判例一般の傾向からすると、抽象的に危険が予想されるだけで原告適格を肯認するのは異例に寛大のようでもある。だが、原子炉施設の特種性からみても、また、アメリカ、西ドイツなど先進諸国の判例に照らしてみても、原子炉施設の規模にもよるが、その仮想事故の際、生命・身体に重大な損傷が予想される炉心から四、五〇キロぐらいの在住者に原子炉設置許可を争う原告適格を肯認するのは、むしろ常識である。判示の結論は動かしがたいところといえよう。

もっとも、判示が原告適格の認定にあたって「法律で保護された利益」説に依拠し、原告適格承認の根拠をもっぱら行政処分の根拠法規の立法目的に求めたのは、いかがであるろうか。おそらく、これは大勢的な判例理論に従ったものなのであろう。だが、判例の多くは表面上は「法律で保護された利益」説を明示

しつつも、実質的には全規範的に判断して「法律上の保護に価する利益」と認められるものについては「法律で保護された利益」にあたる」と法令の規定を解釈して辻褄あわせをしているのが実情である。そうだとすれば、「法律で保護された利益」という論理はもはや名目上のレトリックにすぎない。原告適格の有無は実質的には「保護に価する利益」か否かによって決定されているといっても過言ではないのである。その意味からいうと、判決が「法律で保護された利益」説へこだわる必要があったかどうかは、疑わしい。とくに、そのことが、つぎに述べる行政事件訴訟法一〇条一項の解釈に大きく影響しているとする、いつそうその感を深くせざるをえないとおもう。原告適格の認定は、むしろ実定法規の解釈、とくに行政処分の根拠法規の解釈から解放した方が妥当な結果が得られるのではなからうか(3)。

三 判決の論理(二)

——実体判断の対象と範囲

しかし、それはともあれ、本判決は、住民らの原告適格を肯認し、そのうえで、本案審理に取り組んだ。そのこと自体は大いに評価されるべき点である。だが、本判決は、本案審理の過程において原子炉設置許可の取消訴訟における審理対象を二つの点で限定する論理を展開し、その論拠を明示した。そのところに、目新しさがあるといえそうである。

(一) その一つは、取消事由の制限を定めた行政事件訴訟法一〇条一項の規定をきわめて重視して解釈し、実定法の個々の規定を「イ」(原告らの)法律上の利益に関する条項と、「ロ」(原告らの)法律上の利益に係わらない公益条項とに峻別し、原告らは訴訟において前者つまり「イ」の規定違反だけしか主張できないとしたことである。いま、これを具体的に本件についてみると、原子炉設置許可に係る規制法二四条一項の定める要件のうち、一号、二号はもっぱら公益に係わる規定で、原

告らの法律上の利益に係わらないと認定して、原告らはその違反を訴訟で主張することはできないとした。「原告らが本件訴訟で主張することができるのは、規制法二四条一項中の三、四号の要件、すなわち、原子炉ないし原子炉の安全性に関する要件(三号の要件は人的及び資金的な、四号の要件は物的な要件といえる)の審査、判断に係る瑕疵に限られる」と明示したのである。判決は、このように法律要件ごとに取消事由となりうる違法事由か否かを細かく吟味し、審理対象をきびしく限定するという手法をとった。この点に、本判決の一つの特異性がみられる。

しかし、行政事件訴訟法一〇条一項の意義をここまで厳格に解すべきなのであろうか。むしろ、本件にかぎって考察すれば、本件は原子炉の安全性を問う訴訟であるから、そのかぎりでは違法事由が右のように限定されても特段の不都合はないかもしれない。もちろん、一部には、規制法二四条一項一号を公益規定とし、本件原子炉が平和目的に反するとの主張をできなくするのは重大であると異議を唱える向きもあるであ

ろうが……。

だが、それはともあれ、行政訴訟の一般理論としてみた場合に、行政事件訴訟法一〇条一項の意義をここまで厳格に解釈するのは不適當であるようにおもえる。こうした扱いを一般化していくと、取消訴訟での審理がきわめて煩瑣でかつ窮屈なものとなり、取消訴訟の包括的な行政の適法性統制機能は後退し、ひいては国民の権利救済機能を狭めるといいう重大な結果を招くことにもなるであろうからである。

筆者の推測では、行政事件訴訟法一〇条一項の規定は、行政訴訟も国民の権利保護に仕える主観訴訟であるとの理念を表すために、その効果を深く考えることなく、いわば不用意に立法された規定であるようにおもえる。立法者も取消訴訟での審理対象を純然たる私益保護条項の違反だけに厳格に限定しようとする、そこまでの意図は有していなかったのではなからうか(4)。なぜなら、行政訴訟とりわけ取消訴訟は主観訴訟であるけれども、同時に公権力の統制にも資する客観訴訟性をあわせもつことについては異論はない。した

がって、取消訴訟での審理対象は、純然たる私益保護要件の定めだけでなく、処分に関連するすべての規定、さらには法の一般原則などの不文法をも含め、広く包括的にあらゆる違法事由に及ぶべきとみるのが通念である(5)。政治行政は、公権力の行使を各種の法的拘束に服させ、これによって国民の権利保護を全うしようとするシステムなのであるから……。

そうだとすれば、行政事件訴訟法一〇条一項の規定から本判決がとつたような、かたくなな論理を導くのは、行き過ぎであろう。せいぜい法治主義の原則の例外として、いかなる意味でも原告の利益と関係のない、特異な違法事由の主張を排除しようとする趣旨であると解しておけば、十分である。立法者もおそらくその程度のことしか予想していなかったものとおもわれる。判決は形式論理を買こうとするあまり、行政事件訴訟法一〇条一項の意義を読みすぎ、取消訴訟の行政統制機能を不当に狭隘なものとしたきらいがある。

(二) 今回の判決が行ったもう一つの限定は、原子炉設置許可の取消

訴訟においては核燃料サイクル全体の安全性が審査されねばならないとする原告側の主張を退け、「原子炉設置許可処分における規制法二四条一項四号に係る安全性の審査の対象は、原子炉の設置に直接関係があり、かつ、原子炉施設に特有の事項であって、原子炉施設の基本設計に係る安全性に関する事項に限られるものと解するのが相当である」とした点である。この結果、原子炉設置許可の取消訴訟における審理の範囲は、原子炉施設の基本設計に係る事項に明確に限定されることになった。原告らが求めていた温排水の熱的影響、使用済燃料の再処理と運搬、固体廃棄物の処理・処分、廃炉とその解体、防災対策などに係る安全性の審理は、その対象から除外され、別途の法システムのもとで審理・判断されるべきことが明らかにされたわけである。

しかし、この判示を読むと、一見したところ、きわめてドライな形式論であり、官僚的作文のような印象がないではない。とりわけ原告側にしてみれば、判決自身も述べているように「原子炉施設設置に係る安全

性の根幹をなす基本設計についての審理は、原子炉設置許可処分の際して集中的に行われ、許可されれば、後続の詳細設計及び工事の方法についての許可等」もこれに従って続行されるという実態がある。そこでこの点に着目して、原子炉設置の許可処分をとらえて訴訟を提起し、その過程で原発の立地と操業に係る安全问题の総合的審査を求めようとしたのである。そこには、もつともな言い分があるとみてよいであろう。そのため判決も原告らの主張に理解を示して「確かに、原子炉を設置、運転すれば、将来は廃炉も実施しなければならなくなる等、原子炉の設置と核燃料サイクルの他の過程とは密接な関係を有することは明らかであり、これらの全体についての安全性を(原子炉設置許可の段階で)総合的に審査し、規制すべきとする(原告らの主張には)傾聴に価するものがある」とのリップ・サービスを行わざるをえなかったのである。本件訴訟での審理対象が原子炉施設の基本設計の瑕疵の有無に限定されれば、原発訴訟で原告らが狙いとした総合的な安全審査機能が骨抜きにされ、

訴訟提起の意味が半減してしまふとの印象をもつ者は、たしかに原告らだけではないといえようである。

しかし、政策論ないし立法論としてはともあれ、解釈論としての立場に徹して現行法の規定を読むと、遺憾ながらやはり判示のいうように「原子炉設置許可の段階において、規制法が核燃料サイクル全体の安全審査をすることまで予定しているとは解しがたい」ようである(6)。もしそこまで審査して主務官庁が温排水とか将来の廃炉の処理に問題があるとし規制法二四条の許可を拒むとすれば、それは法律の与えた権限の範囲を越えた違法な監督権の発動となり、政治行政の原理に反することになりかねない。したがって、本件の判示は、いささか形式論のきらいもあるが、解釈論としてはまことにやむをえない帰結であったといわざるをえない。しかし、そのことは、逆に現行の原子力法制の欠陥・不合理的を浮き彫りにしたともいえる。その点については、最後に触れることにしよう。

四 判決の論理(三)

— 司法審査のあり方

本判決の第三の特徴は、原子炉の安全性の審査、判断は、事柄の性質上、専門的知見に基づくから、主務官庁の専門技術的裁量に委ねられるべきだとし、行政裁量を前提にした限定審査を実施したことである。判決は、その論理をつぎのように説いている。

「どのような事実がどのようにして確認されれば(原子炉が)安全と云うのかについては、まさに専門技術的知見に基づく個別的具体的な選択、判断にまかされねばならない(事柄である。とくにその判断について)専門家の間に深刻な論争ないし意見の対立がある現状においては、そのいずれの見解が最も妥当といえるかを裁判所がにわかに判断することは不可能である。」それゆえ、「原子炉施設の安全性の判断についての司法審査は、その特質に鑑み、内閣総理大臣が適法な手続に従って審査、判断を行ったかどうか、及び内閣総理大臣すなわち実際上は、安全

審査会の行った具体的判断の内容が合理的な専門技術的根拠に基づいて適正に行使されたかどうかにつき行われるべきものであって」「裁判所が、安全審査会と同一の視点から同様の審査を独自に行い、その結果を安全審査会の審査結果と対比してその適否を決すべきものではない」とした。科学裁判への司法関与のあり方につき、裁判所自身がその基本姿勢を明示した点に大いに注目しておく。

判決は、こうした基本的視点から、本件の原子炉設置許可につき、(i)安全審査会での安全審査手続の適法性に主眼をおいて審査するとともに、(ii)安全審査会の実体判断がいちおう合理的根拠に支えられているかどうか、さらに、(iii)審査、判断の手続や内容に原告らが指摘するような具体的な違法事由が認められるかどうか、といった三つの方向から逐一検討を加えている。そして、結局本件の原子炉設置許可の過程には、許可の取消しに値する特段の事由は発見できなかったとして、原告らの請求を棄却しているのである。

この判決の認定を個別的にみると、むしろそこには多少の疑問点がないではない。たとえば、判決は、安全審査会の審議に法的根拠のない代理人が出席しており、これを除くと会議の定足数が欠けるといふ事実を認めているが、これを手続的瑕疵とはしていない。また、本件東海地区のような原子炉の集合地域においても、個々の原子炉の安全が確認されれば問題はないとし、危険の重合効果を配慮していないようにみえる。さらに、スリーマイル島の事故のような事故発生懸念に対して

も、原子炉の安全審査は基本設計上の安全を審査すれば足り、あらゆる誤操作の可能性まで想定して危険性を判定するには及ばないと述べるにとどまっている。こうした判断に対しては、原子力の危険を軽視するものであり、より慎重な対応が望まれるとの批判もありうるであろう。とりわけ原子力の安全性が絶対的に保証されないかぎり原発は承認されるべきではない、それが憲法上の要請であるとする論者からは、強い批判と失望の声が出されるにちがいない。しかし、判決自身がいみじくも述

べているように「人間の生命、身体に対する被害、又はこれを生じる危険性(可能性)が絶対的に零でなければ人間社会での存在が許されないとすれば、放射線のみならず、現代社会で現に存在が許されているおびただしい物質、機器、施設等がその存在を否定されることにならざるをえない」。つまり、人びとは、潜在的危険があっても、効用の高い新技術を積極的に取り入れて文明を維持し発達させてきているのである。新技術の効用に比べ、その危険の程度や発生の確率、さらにはどのような制御装置を設けたらよいかといった問題への解答は、政治過程を通じて同時代人の選択に委ねてきたわけである。絶対的に安全が保証されなければ新技術の導入は法的に阻止されるといった扱いは、少なくともこれまでには歴史上なされてこなかったし、現憲法のもとでもなざるべきではないであろう。もしそうした扱いがなされるとすれば、用心深さの故に市民の活力は失われ、社会は停滞・後退をまぬがれないからである。

したがって、こうした科学問題を

判定するにつき適切な経験則や法規範が未確立な現状においては、これを専門的技術的裁量と呼ぶかどうかはともかく、政治部門の判断を尊重し、裁判所はその審理範囲を政治部門の判断の不合理性の矯正に限定するのが、その職責や能力よりみて妥当なところと解すべきである。その意味で、判決が今回、こうした限定審理方式を明示的に打ち出したのは、有意義なことであったとおもふ。そして、そうだとすれば、裁判所が、行政庁の、結果を左右するよるな重大な手続の瑕疵や明白な事実誤認、考量・推論過程での経験則違反などが具体的に認定できない以上、請求の認容に慎重であったのはやむをえないところであったとみるほかはないであらう(7)。

五 むすび

——判決の残したものの

以上、東海原発訴訟の水戸地裁判決につき考察してきたが、筆者の評価をまとめると、およそつぎのとおりである。

(一) 本判決は、法実証主義に徹

した見方から実定法の文理に忠実な解釈を押し進め、それによって原子炉設置許可に係る取消訴訟の構造と性格を浮き立たせた。その点は、それなりに評価できるところである。

(二) しかし、本判決が、行政事件訴訟法九条やそれとの関連において一〇条一項の規定をきわめて厳格に解釈し、取消訴訟で主張できる違法は、行政処分根拠規定のうち純然たる原告の個人的利益擁護規定の違反にかぎるとしたのは、いささか法文の文意の読み過ぎである。行政訴訟の行政統制機能を狭める結果を招いたと評さざるをえない。行政事件訴訟法の規定は、いたずらに文理解釈に囚われることなく、行政訴訟がその機能を適切に發揮できるように機能論的視点を加えて解釈運用するのが適当である。

(三) これに反し、本判決が、規制法二四条一項四号に基づく原子炉施設の安全性の判断については、行政庁の決定を尊重し、判断代置方式にかわる新たな視点からの限定審理方式を打ち出している。未知の、経験則すら未確立の科学問題に対する裁判所の関与のパターンを明確にし

たものといつてよい。学界には、いままお、高度な科学問題についても、行政判断より司法判断がつねに優越するとみる見解が有力であるが、かかる司法神話には根拠がない。司法審査は裁判所が効率的な審理を通じ、説得力ある判断を示すことのできるやり方で実施しなければならぬ(8)。今回の判決は、こうした方式を模索する一つの試みとして評価さるべきである。

(四) 一方、本判決が、原子炉設置許可の取消訴訟での審理対象は、原子炉の基本設計に係る瑕疵の有無のみであり、核燃料サイクル全体の安全性には及びえないとしたことは、多少の不満が感じられる。しかし、現行法の規定のうえでは、原子炉設置の許可は、原子炉の総合的な安全審査システムではなく、原子炉炉設置の許容は、原子炉の総合的な設置段階での安全性をもつばらその基本設計に基づき個別的技術的視点から審査するシステムであるにすぎない。その操業や廃止にともなう安全審査は、それぞれの段階で別個に、これまたもつばら技術的視点から審査するというのが、現行法の仕組みのようである。本判決は、こう

した現行法の仕組みをドライに明らかにし、その結果として現行法もつ問題点を浮き彫りにした。その点に、むしろ意義を認めておこう。

(五) そこで、本判決を契機にして立法論を考えると、つぎのようなことがいえようかとおもふ。すなわち、原発のような危険で大規模な産業施設は社会全体に重大な影響をもたらすから、その立地にあたっては、段階的個別的に技術的視点からの安全性審査をするだけでは足りない。立地にあたっては、それが地域の自然的社会的環境におよぼす影響をあらかじめ広く総合的にアセスメントし、関係機関とりわけ関係自治体や関係住民等の意向も十分に聴取したうえで、技術的安全性の視点を越えた大局的総合的視点から立地の適否に係る「基本決定」を行うことが必要である。そして、後続の個別具体的設計やそれに対する許認可は、純技術的見地から「基本決定」に示された計画に即して段階的かつ個別的に審査するというシステムをとるべきであらう。そうしたシステムがとれば、原発立地の適否をめぐる紛争は、この「基本決定」

を対象として集中的に争う機会が確保され、適切な解決が可能となるであろう、と考えられる(9)。

(六) もっとも、現行制度のもとでも、ある範囲でここの「基本決定」に近い制度がないではない。電源開発促進法に基づく電源開発調整審議会での電源開発基本計画への組み入れがこれである。しかし、電源開発基本計画の法的性格は現行法上必ずしも明らかでない。また、計画策定の過程に関係住民等の参加が認められているわけでもない。したがって、現状では関係住民が電源開発基本計画に対して行政訴訟を提起して原発立地の適否を争うことは難しい。そこで原子炉設置許可に対する取消訴訟にその代役が求められているのであるが、本判決が示すように、そこでの審理対象には限界があり、その機能を十分に果たしえないのが現状である。その点を考えると、原発立地の適否を総合的に決定する「基本決定」手続の欠如は、現行法の大きな欠陥であるといわざるをえない。技術的審査の前提となる「基本決定」手続が個別審査の前段階に導入・創設されることが検討されるべ

きたとおもう(10)。

(1) 原発訴訟とりわけ伊方原発訴訟提起の背景とそれが投げ掛けた問題点については、原田「伊方原子力発電所事件」(田中・佐藤・野村編『戦後政治裁判史録5』九〇頁)参照。

(2) 伊方原発訴訟判決の特集(ジュリスト六六八号、判例時報八九一号、判例タイムズ三六二号)に掲載されている諸論文のほか、植田勲「裁判は形式的儀式にすぎないのか」(朝日ジャーナル一九七八年六月二三日号九六頁)など参照。

(3) 元裁判官の渡部氏は「実定法の規定は、多くの場合、立断の能否に関する客観的な判断基準となり得るものではなく、裁判所が出訴を許したり、許さなかったりするための単なる隠れ蓑となっているにすぎない」と述べて、「法律の保護する利益」説を批判されている(渡部・園部編『行政事件訴訟法体系』二二〇頁)。これに対し、川上泉裁判官は、「保護に値する利益」説を客観性を欠くとして強く批判し、「法律の保護する利益」説を支持しているが、反面、その判断は結局、裁判所の広い法律の規定の裁量的解釈に委ねられることを認めている(取消訴訟の原告) 渡部・園部・前掲書一六七頁)。

(4) 行政事件訴訟法一〇条一項の立法趣旨ならびに立法者が予想していた同条項の具体的な適用事例については、杉本良吉『行政事件訴訟法の解説』四〇頁参照。

(5) 同旨、遠藤博也「現代型行政と取消訴訟」(公法研究四四号一六三頁以下)。

(6) 原子炉設置許可に際しての安全審査の対象は、平常運転時および事故時に放出される放射性物質が周辺環境に及ぼす影響で、放射性物質以外による影響は含まれ

ないと一般に解されている。下山俊次「原子力」(『未来社会と法』五一三頁)。

(7) 科学裁判への司法関与のあり方については、原田「裁判と政策問題・科学問題」(講座民事訴訟一巻一六七頁以下)、同「行政訴訟の構造と実地審査」(田中追悼『公法の課題』二七五頁以下)に論じておいた。参照していただければ、幸いである。

(8) たとえば、宮田氏は「裁判官と等しく行政庁もまた——原子力訴訟が示すように——高度の科学技術的専門知識はもっていない。(よって)行政庁の専門知識はそれだけで行政庁の判断裁量を根拠づける決定的なメルクマールにはなりえない。何故に、裁判所は自己のいわずゆる主観的判断を行政庁の同じく主観的な判断の代わりに置くことが許されないのか。裁判所の主観的評価は、裁判官の中立性の故に、利害関係に拘束され、時には「権力による推進力によって決定される」行政の政策的評価よりは、広い客観性をもっている」と述べている(宮田三郎「行政裁量」『現代行政法体系2』五七頁)。傾聴すべき見解である。だが、裁判官の中立性が、一般に、利害の対立を判定するにつき、行政庁の判断よりも公正な結果を担保する制度的根拠となるのは当然であるが、それと同様に、高度に科学的特殊問題の判断についても、より公正な結果を制度的に担保する根拠になりうるかどうかは、疑わしい。そうだとすれば、かかる問題の最終的判断は行政庁の政治責任に委ねた方が適当であるとの判断にも、十分な説得力があるといえるのではないかとおもわれる。

(9) ちなみに昭和五八年一月に出された「行政手続法研究会報告」三三頁以下

に構想されている「公共事業実施計画」は、ここにおいて「基本決定」に類した性質をもつと解してよいであろう。

(10) なお、最近の原発訴訟に現れた法的論点を専門的立場から詳細に分析したものに、阿部泰隆「原発訴訟をめぐる法律問題(1)(2)」(判例評論三一四号、三一八号)がある、参照せられたい。